

養父市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、養父市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、養父市八鹿町八鹿1675番地養父市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、法第6条第2項の各号に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する所掌事務の終了の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、人事異動等の事由により任期の途中において委員を更迭することができる。

(役員)

第6条 協議会に、会長、副会長及び監査員を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監査員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。
- 4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 会長は、協議会に諮り、前項の事務について養父市地域公共交通会議（分科会）に議決させることができる。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、まち整備部土地利用未来課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、まち整備部土地利用未来課長をもって充てる。

3 事務局員は、まち整備部土地利用未来課職員をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(費用弁償)

第13条 委員の費用弁償の額並びにその支給方法は、養父市証人等の実費弁償に関する条例（平成16年養父市条例第49号）の規定の例による。

(協議会の解散等)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月22日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>法第6条第2項 第1号の委員</p>	<p>養父市 まち整備部長・健康福祉部長・教育部長</p>
<p>法第6条第2項 第2号の委員</p>	<p>全但バス株式会社 乗合事業課長 社団法人兵庫県バス協会 専務理事 社団法人兵庫県タクシー協会但馬支部長 特定非営利活動法人 養父市マイカー運送ネットワーク 理事長</p>
<p>法第6条第2項 第3号の委員</p>	<p>養父市区長会 会長 養父市老人クラブ連合会 会長 養父市社会福祉協議会 会長 養父市女性会 会長 養父市PTA連絡協議会 会長 養父市商工会 会長 養父市中学校長会 会長 南但馬警察署 署長 全但バス労働組合代表者 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 首席企画専門官 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 副課長 兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所企画調整担当 その他市長が必要と認める者</p>